

6北労個開第186号(I)  
令和 7年 1月 7日

様

北海道労働局長



保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

令和6年11月29日付け(令和6年12月 3日受付)で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定に基づき、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

開示請求人が平成18年5月24日に業務中に負傷した件の治療に関し、北海道内の労災指定医療機関から北海道労働局へ送付された「診療費請求内訳書」

2 開示しないこととした理由

平成25年3月31日に文書保存期間5年が満了し、開示請求のあった時点で対象保有個人情報を廃棄済みのため不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

「担当課等（本件連絡先）」

審査請求等に関すること	開示決定等の通知内容に関すること
北海道労働局 総務部総務課 情報管理係	北海道労働局 労働基準部労災補償課 調整係
電話 011-709-2311(内線 3574) 〒060-8566	電話 011-709-2311(内線 3598)